



**重要** 《OCR用紙を利用されている方へ》

**OCR用紙の受取りは早急をお願いいたします。**

本年2月から始まる決算個別指導会でOCR用紙(右図)をご利用の皆様には、本紙第726号、727号にて昨年11月30日(木)までに当会事務局でお受取りいただくようご案内をさせていただきましたが、未だOCR用紙をお受取りいただけていない方は、早急に当会事務局にてお受取りいただきますようお願いいたします。

なお、決算個別指導会にお越しの際、OCR用紙を未記入またはお持ちでない場合、再度ご来所をお願いすることもございますのでご注意ください。

ご不明な点がございましたら青色申告会事務局(713-3111)までご連絡ください。

※受付時間内にご来所をお願いいたします。

**受付時間** 午前9時から午前11時・午後1時から午後3時30分(午後12時から午後1時は会館内に入れませんのでご注意ください。)



OCR用紙見本

**決算個別指導会場を令和6年2月1日(木)より開設します  
(おひとり45分程度、記帳(入力)方法の指導と記帳(入力)内容の確認はできません)**

令和6年2月1日(木)より決算個別指導会場を青色申告会館2階に開設します。会場では、決算の仕方等のご指導をさせていただくほか、e-Taxのサポートもさせていただきます。ご利用方法等は以下をご参照ください。なお、ブルーリターンA・手書きの方(OCRご利用の方は除く)は1月22日(月)より開始いたします。

**会場**

一般社団法人 横浜南青色申告会(市営地下鉄蒔田駅から徒歩5分)  
南区宿町2-44-6 ☎713-3111

**開設期間**

令和6年2月1日(木)から3月15日(金)  
※ブルーリターンA・手書きの方(OCRご利用の方は除く)は1月22日(月)より。  
※土曜、日曜、祝日を除きます。ただし、2月25日(日)は開場します。(日曜日は受入人数を縮小いたしますので極力平日にご利用ください。)

**受付時間**

午前8時45分より午後3時30分(指導は午前9時より開始いたします。)  
※会場が混雑している場合、途中で受付を締め切らせていただきます。

**ご利用方法**

指導は**受付順**に行いますので、会場に直接お越しください。  
※混雑等により待ち時間が長くなる場合がございます。

**指導時間**

おひとり**45分程度**

**持参書類**：該当するものをお持ちください。

- OCR用紙(OCRをご利用の方)
- 税務署より送付された書類(e-Taxをご利用でない方)
- 過去2年分の決算書及び確定申告書(所得税・消費税)の控え
- 適格請求書発行事業者の登録通知書(インボイスの登録申請をされた方)
- 事業用の預金通帳(お持ちの方)
- 予定納税通知書・中間納付通知書
- 年金の源泉徴収票
- 給与所得の源泉徴収票
- 報酬の支払調書
- 医療費控除の明細書(記入の上、お持ちください。)
- 国民健康保険料等の年間納付額のお知らせ



右上に  
続きます!

- 帳簿及び集計表・試算表・ブルーリターンAご利用の方は、データを保存したUSBメモリ  
※会計ソフトを利用している方は1年間の入力を済ませて、複式簿記で記帳されている方は12月の合計残高試算表の左右を合わせてお越しください。合っていない場合や会計ソフトの入力が済んでいない場合は青色申告特別控除が10万円になります。
  - 国民年金の控除証明書
  - 生命・地震保険等の控除証明書(ご自身で整理してお持ちください。)
  - 寄付金の領収書
  - マイナンバーカード・暗証番号(お持ちの方)
  - 利用者識別番号・暗証番号(ブルーリターンAでe-Taxをご利用の方)
  - お知らせはがき又はお知らせ通知書(税務署から届いた方)
  - 番号確認書類(通知カード等)・身元確認書類(運転免許証等)の写し(e-Taxをご利用でない方)
  - 専従者及び扶養親族のマイナンバーの写し
  - 電子帳簿保存法の承認申請書の控え(提出されている方)
  - 会員カード(お持ちの方)
  - その他、決算に必要なと思われる書類
- ※資料不足等があった場合、後日来所していただくことになります。

該当するものを  
忘れずに  
お持ちください!

**遵守いただきたい事項**

- ① 1回の来所で決算指導が終わるように準備をお願いします。
- ② 来所された際は指導時間が45分以内で終わるように準備をお願いします。
- ③ 指導時間内に終わらない場合は、翌日以降再度来所いただきます。
- ④ 記帳(入力)方法の指導と記帳(入力)内容の確認はできません。
- ⑤ 年末調整の指導を希望された場合、年末調整のみの指導とさせていただきます。年末調整の指導は、年末調整指導会をご利用ください。(令和6年1月19日まで)
- ⑥ 1名の来所者につき1名の指導とさせていただきます。ただし、共有物件の会員を除く。
- ⑦ 待合スペースに限りがあるため、混雑した場合は、会館からの外出にご協力をお願いいたします。
- ⑧ 当会館に駐車場はございませんので、お車での来所はご遠慮ください。  
※感染症対策のためマスクの着用にご協力をお願いいたします。  
※状況により、対応方法が変更になる場合があります。

**会員の皆様へお願い**

- 以下の件については税務署にご相談ください。
  - ・ 土地建物の売却に関する申告
  - ・ 住宅借入金等特別控除(初年度分)
- 1月22日(月)～3月15日(金)まで、お電話でのお問い合わせは

平日の 午前10時 から 午前11時30分  
午後1時30分 から 午後4時30分

の間でお願いいたします。

※午前11時30分から午後1時30分までは電話対応できかねますのでご了承ください。  
※内容によっては電話で対応できない場合がございます。

青色申告会の会計ソフト  
「ブルーリターンA」の販売について

4月10日(水)より事務局にて販売を開始いたします。  
購入をご希望の方は、事務局(713-3111)へご連絡の上、お越しください。

販売価格：29,700円(税込) 保守料3年分含む

(一社)全国青色申告会総連合発行  
**BLUE RETURN**の  
配付について

2月・3月は青色だよりを発行しないため、BLUE RETURN(2月・3月号)は事務局で配付いたします。ご迷惑をおかけして申し訳ございませんが、必要な方は事務局までお越しください。

# お知らせコーナー

## 納期のお知らせ

- ◎ 固定資産税の償却資産に関する申告  
申告期限 1月31日
- ◎ 個人の道府県民税・市町村民税の納付(第4期分)  
納期限 1月31日
- ◎ 給与支払報告書の提出  
提出期限 1月31日
- ◎ 支払調書の提出  
提出期限 1月31日
- ◎ 固定資産税(都市計画税)の第4期分の納付  
納期限 2月29日
- ◎ 令和5年分所得税及び復興特別所得税の確定申告  
申告期限 3月15日  
納期限 3月15日  
振替納税の方 4月23日
- ◎ 確定申告税額の延納の届出書(申告書第1表下部)  
申請期限 3月15日  
延納した金額の延納期限 5月31日
- ◎ 個人事業者の令和5年分消費税・地方消費税の確定申告  
申告期限 4月1日  
納期限 4月1日  
振替納税の方 4月30日
- ◎ 贈与税の申告  
申告期間 2月1日～3月15日
- ◎ 個人の青色申告の承認申請  
申請期限 3月15日  
(1月16日以降新規業務開始の場合は、その業務開始日から2ヶ月以内)

## 無料税務相談(予約制)

- 【日程】 3月21日(木) 4月10日(水)
  - 【担当】 東京地方税理士会横浜南支部所属税理士
  - 【場所】 横浜南青色申告会館
  - 【時間】 午後1時より午後4時まで
  - 【相談時間】 概ね30分程度
  - 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へお電話にてお申込みください。
- ※2月は無料税務相談をお休みさせていただきます。

## 無料法律相談(予約制)

- 【担当】 沢藤総合法律事務所所属弁護士
- 【場所】 沢藤総合法律事務所
- 【相談時間】 概ね30分程度
- 【申込方法】 横浜南青色申告会事務局(713-3111)へお電話にてお申込みください。

## 3月の予定

- 3月28日(木) 三役会 (青申会 15時)
- 理事会 (青申会 16時)

## 支部等行事予定表

### 2月

- 5日(月) 寿支部 定例役員会 (青申会 14時)

### 3月

- 21日(木) 港南支部 代議員信任投票 (中之丸町内会館 17時30分)
- 25日(月) 寿支部 代議員信任投票 (青申会 18時)
- 金沢支部 代議員信任投票 (洲崎町内会館 18時)
- 26日(火) 磯子支部 代議員信任投票 (杉田劇場 15時)
- 大岡支部 代議員信任投票 (青申会 16時)
- 大岡支部 定例役員会 (青申会 17時)

## 入会のお勧めにご協力を!

### ご紹介ください

ご近所の  
事業主の方

ご同業の  
事業主の方

あなたの街に あなたの近くに 青色申告会

ご紹介の方が入会されますと、ご紹介していただいた会員の方に粗品をさしあげております。※条件あり

## 横浜南税務署からのお知らせ

# 申告書作成会場の開設について

～原則、スマートフォンで申告書を作成していただきます～

開設期間	会場	所在地	時間
令和6年2月16日(金) ～3月15日(金) ※土、日及び祝日を除く。(注)	横浜南税務署	横浜市金沢区 並木3-2-9	<b>【受付】午前8時30分～午後4時</b> ※ 入場整理券の配付状況に応じて、 受付を早く締め切ります。 <b>【相談】午前9時15分～午後5時</b>

(注) ただし、2月25日の日曜日は開場しません。

- 令和5年分の申告書作成会場では、**混雑回避のために「入場整理券」を配付**します。
- 入場整理券の配付状況に応じて、受付を早く締め切ります。
- **3月中は入場整理券の入手が困難**となることが予想されますので、**2月中の来場をお勧め**します。
- 入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEによる事前発行で入手できます。ぜひ、LINEによる事前発行をご利用ください。なお、提出のみの場合は、入場整理券は不要です。

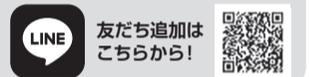
【案内図】



横浜南税務署の駐車場は、12月下旬から使用できませんので、公共交通機関をご利用ください。

### オンラインで事前発行

LINEアプリで国税庁の公式LINEアカウントを友だち追加してください。



## 郵送での提出先は東京国税局業務センター横浜南分室です

【宛て先】〒236-8551 横浜市金沢区並木3-2-9  
東京国税局業務センター横浜南分室

なお、横浜南税務署に直接お持ちいただき、ご提出できます。

# 中学生の「税についての作文」

将来を担う中学生の皆さんが、身近に感じた税に関する事、学校で学んだ税に関する事などを題材とした作文を書くことで、税について関心を持ち、正しい理解を深めていただくという趣旨で国税庁と全国納税貯蓄組合連合会が毎年実施しているものです。本年度は全国6,457校から445,945編の作文が寄せられました。この中から、「(一社)横浜南青色申告会長賞 令和5年度受賞 『小さな疑問からわかった身近な税』 横浜市立小田中学校 3年 鈴木 結香さん」をご紹介します。

「税」と聞いて、私はふと思いついたことがある。私は小学校3年生の夏、アメリカのオレゴン州へ引越した。すごくいい街だった。そこに1年間暮らして、疑問に思ったことがあった。それは、この州には「消費税」というものがないことだった。小学生だった私は、「税」と言われてわかるのは消費税くらいだったので、日本でいう消費税というものが無いとお父さんから

聞き、とても驚いたことを覚えていた。そこで私はアメリカ、オレゴン州の「税」について少し調べてみた。アメリカでは日本のような「消費税」ではなく、「小売売上税」という消費者のみに税金が課せられる税があることがわかった。また、消費税はないが、所得税が日本より少し高いことが多く、売上税や使用税、事業・職業税など、他のところではしっかりと税があることがわかった。オレゴン州の予算は2年ごとに作成されており、その歳入は大部分が所得税に頼っている。また、オレゴン州は全米でもっとも税負担率の低い州のひとつになっていると書かれていて、税はあるが、日本に比べると税の負担が少ないことがわかった。

現在の日本には消費税がある。私は日本に戻ってきて、私が住んでいた場所と比べて、「日本はなぜこんなにお金を払わなければならないのだろう」と考えてしまうこともあった。しかし、世界をみてみると日本の消費税は安い方だということもわかった。また、日本の消費税は2019年に10パーセントに増税された。その頃のニュースではよく「増税」という言葉を聞いていたけれど、税のことについてよく知らなかった私は、値段が上がるということだけを見ていて、「増税」は私にとって悪いイメージだった。でも、最近になって税について学び、「税のおかげ」という言葉を聞いた。いつも意識してなかったけど、教科書の「この教科書は税金によって無償で支給されています」という文字。この文字の意味、税のおかげで道路や公園があり、警察や消防士がいて安心して過ごせる。学校へ行ける。など、「税の使い道」ということを詳しく知り、税に対するイメージが大きく変わった。アメリカから帰ってきて日本は「消費税が高い」と、悪いイメージだと感じていた。でも、「税」は私たちの暮らしを自由に、安全にするために支えていることがわかった。消費税が高くなったのも、「良いこと」という考え方ができた。もっとはやく「税」について詳しく知ればよかったと思う。

小学生だった私が感じた疑問から始まった私の税へのイメージは、中学生になって大きく変化し、正しいものに変わったと思う。「税のおかげ」この言葉は日々の生活の中のいろいろなところ、に隠れている。



## ● 住所変更手続き等のごお願い ●

転居や廃業された方、その他変更事項がある方は、青色申告会事務局(713-3111)へご連絡の上、手続きをお願いします。手続きをしていただかないと、住所変更等を行うことができません。退会される場合は、必ず所定の退会届出書を青色申告会事務局へご提出ください。

## 当会来所時に 会員カードのご提示を お願いします。

当会来所時、受付に右図の会員カードのご提示をお願いいたします。お持ちでない場合は、来所時、事務局職員にお申し出ください。よろしくお願いいたします。



●事務局のお休みのお知らせ●

3月18日(月) 終日お休みになります。

会員の皆様にはご迷惑をおかけする事になりますが、ご理解ご協力をお願いいたします。

●確定申告書の提出期限は…●

所得税及び復興特別所得税・贈与税

3月15日(金)まで

消費税及び地方消費税(個人事業者)

4月1日(月)まで

●会費改定のお知らせ●

令和5年11月21日(火)に開催されました臨時総会におきまして、会費の改定が提案され、下記のとおり承認・可決されました。会員の皆様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

- ① 会費の改定時期 令和6年(2024年)5月より
② 会費額 ・正会員 月額2,000円 ・準会員 改定なし

※令和6年5月20日(月)の引落しより、月額2,000円(年額24,000円)となります。

代議員立候補の受付 及び 信任投票日のお知らせ

本会の代議員の任期満了に伴い、代議員の立候補の受付及び信任投票を実施します。代議員の立候補の申込みをされる方は、3月4日(月)迄に事務局へお申し出ください。信任投票につきましては、下記日時に実施します。信任投票に出席される方は、準備の都合もございまして3月7日(木)までに事務局へご連絡ください。

Table with 4 columns: Branch Name, Date, Time, Venue. Includes 港南支部, 寿支部, 金沢支部, 磯子支部, 大岡支部 and 中之丸町内会館, 横浜南青色申告会館, 洲崎町内会館, 杉田劇場, 横浜南青色申告会館.

各支部定時総会開催のお知らせ

各支部の定時総会が下記の日程で開催されます。詳細につきましては、4月頃、当会ホームページに掲載いたしますので参加希望の方はご確認ください。

Table with 4 columns: Branch Name, Date, Time, Venue. Includes 大岡支部, 寿支部, 金沢支部, 港南支部, 磯子支部 and 横浜南青色申告会館, 横浜南青色申告会館, 龍華寺, 横浜南青色申告会館, 杉田劇場.

消費税の課税事業者の方へ

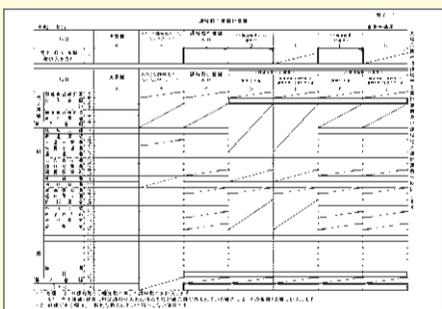
インボイスの登録をされた方も必ずご確認ください。

当会で消費税の決算指導を受けられる方は、必ず下記の事前準備を行ってからご来所ください。事前準備が出来ていない場合、消費税の決算指導を受けられませんのでご注意ください。消費税の決算指導は、4月1日(月)までとなります(未払消費税を計上されている方を除く)。期間間近になりますと混雑が予想されますので、時間に余裕をもってご来所ください。なお、指導時間の都合上、所得税の決算指導と同時に行えない場合もございますのでご了承ください。

【事前準備】

○ 一般課税を選択している方

売上げや仕入れ(経費)を税率ごとに区分して記帳(区分経理)等した帳簿(10月1日以降の取引についてはインボイスの有無等の記帳が必要です)をもとに、下記の課税取引金額計算書を作成してください。なお、適用税率、課税判定、インボイスの有無や有効か否かについてはご自身で確認ください。インボイスの登録をされ、課税事業者になられた方は、登録日から区分経理等一定事項を記帳した帳簿をもとに、課税取引金額計算書を作成してください。



※当会HPよりダウンロードできます。

○ 簡易課税を選択している方

売上げを区分経理等した帳簿をもとに消費税の課税取引金額を計算し、事業区分ごとに課税売上高を集計してください。インボイスの登録をされ、課税事業者になられた方は、登録日から売上げを区分経理等した帳簿をもとに消費税の課税取引金額を計算し、登録日から12月31日までの課税売上高を事業区分ごとに集計してください。

○ ブルーリターンAをご利用の方

一般課税または簡易課税に対応した入力をしてください。一般課税を選択の場合、10月1日以降の取引についてはインボイスの有無等の入力が必要です。なお、インボイスを登録され課税事業者になられた方は、登録日から一般課税または簡易課税に対応した入力をしてください。一般課税を選択された方は、インボイスの有無等の入力をしてください。

※ 一般課税と簡易課税のどちらを選択されているかは、ご自身で事前に必ずご確認ください。簡易課税を選択する場合、事前に届出が必要です。(その他適用要件あり)

2割特例について

インボイスの登録をされ、課税事業者になられた方は、消費税の申告時、2割特例の選択をすることができます。2割特例選択の有無についてはご自身でご判断ください。

支部だより

寿支部

横浜橋通商店街街頭広報活動
11月10日(金)、小雨降る中、横浜橋通商店街の事務所前を拝借して寿支部恒例の...? 恒例とは言ってもコロナ禍の中、4年振りの広報活動である。当日はご多用の折、横浜南税務署より野村個人課税第1部門統括官、松田指導上席、南区役所金本税務課担当課長、横浜南納税貯蓄組合連合会浅木会長、本部の武田会長、各支部の支部長役員の皆様のご出席を賜わり、且つ多大なご協力を戴き、まことに有難うございました。さて、最近のコロナ騒動の中、我々日常の生活基盤が大きく崩れて変容してしまいました。近年の個人商店は、色々な悩みに直面して店舗そのものの存続が危惧されてきましたが、このコロナ禍の長期化で、ますますその感が否めません。昔から会社員の所得は全て把握されている。個人商店は如何? など擲論されたことも有りましたが、戦後の個人商店は「大福帳」とお然らばして、新しく国が制定した「青色申告制度」によって正しく納税していること。そして納税の意義を、この街頭広報活動を通じて、一般消費者の皆様にもご理解を戴き、又青色申告会未加入の個人商店主さん達への入会啓蒙にも成り得たことだと思います。さて今回は、毎年行われる「税を知る週間」の一環として、消費税のインボイス制度を知らし食す為のチラシの配布、さらに税金クイズを取り入れま



力を戴き、まことに有難うございました。さて、最近のコロナ騒動の中、我々日常の生活基盤が大きく崩れて変容してしまいました。近年の個人商店は、色々な悩みに直面して店舗そのものの存続が危惧されてきましたが、このコロナ禍の長期化で、ますますその感が否めません。昔から会社員の所得は全て把握されている。個人商店は如何? など擲論されたことも有りましたが、戦後の個人商店は「大福帳」とお然らばして、新しく国が制定した「青色申告制度」によって正しく納税していること。そして納税の意義を、この街頭広報活動を通じて、一般消費者の皆様にもご理解を戴き、又青色申告会未加入の個人商店主さん達への入会啓蒙にも成り得たことだと思います。さて今回は、毎年行われる「税を知る週間」の一環として、消費税のインボイス制度を知らし食す為のチラシの配布、さらに税金クイズを取り入れま

大岡支部

会と税の街頭広報活動
大岡支部は11月11日(土)「税を考える週間」の一環として弘明寺商店街観音橋で街頭広報活動を行いました。この活動は毎年行われていたが、新型コロナウイルス感染症により中止してしまいました。今年にはコロナが収まり4年ぶりに開催、役員は午後1時に観音橋に集合、会場を設置しました。午後2時になり忠田支部長代理の挨拶の後、横浜南税務署野村個人課税第1部門統括官、松田指

導上席、南区役所池谷税務課担当課長、本部の垣副副会長、浅木横濱南納税貯蓄組合連合会長をはじめ、各支部の支部長、役員の方々、が応援に駆けつけていただきました。大岡支部役員共々で前もって用意したチラシを配布しました。空くじなしの「福引き」、「鉛玉すくい」には行列ができて4等以上が出る鐘を鳴らして盛り上げ商品を手渡すと、嬉しそうな顔をされていました。午後3時頃には配布物もなくなり無事に終了致しました。当日は肌寒い秋の午後の半日、皆様の応援に心より感謝申し上げます。
広報 忠田 伸一

